

Ⅲ. 会計監査に関する項目 4. 会計監査人との連携についての確認 p. 24~p. 25

	2018年版	2019年版	理由・根拠
説明	<p>(1) 監査役は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的・実効的な監査を実施するよう努めなければならない。特に経営トップが絡むような財務上の不祥事を防止し、適切に対応するためには両者の密接な協力が不可欠である。</p> <p>(2) 監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行わなければならない。</p> <p>(3) 監査役は、<u>財務諸表の監査を行っている公認会計士等(以下「監査人」という)から、財務報告に係る内部統制に関するリスク評価等について報告を受け、意見交換を行わなければならない。</u></p>	<p>(1) ⇒ 2018年版通り改訂なし (1) 監査役は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的・実効的な監査を実施するよう努めなければならない。特に経営トップが絡むような財務上の不祥事を防止し、適切に対応するためには両者の密接な協力が不可欠である。</p> <p>(2) ⇒ 2018年版通り改訂なし (2) 監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行わなければならない。</p> <p>(3) ⇒ 以下のように改訂する (3) 監査役は、会計監査人との意見交換においては、リスク情報を共有するために、会計上の課題、コーポレート・ガバナンス、内部統制又は業務プロセスにおける課題等を含め、幅広いコミュニケーションとなるように努めなければならない。</p>	<p>監査役と会計監査人との意見交換においては、財務報告内部統制制度に限らず、より幅広く、ガバナンスや業務監査の課題等を含めて行うべきことを明確にした。</p> <p>日本監査役協会と日本公認会計士協会「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」(平成30年1月25日改正)の中の、「3. 監査役等と監査人との連携の方法、時期及び情報・意見交換事項」の項(p. 8)でも指摘している。</p>

	2018 年版	2019 年版	理由・根拠
説明	<p>(4)監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。</p> <p>—新設—</p> <p>(5)会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）がある旨の報告を受けた場合には、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(6)会計監査人が交代する場合、後任の会計監査人にとって過年度における情報は非常に重要であるため、会計監査人は、会計監査人間の引継に関する方針・手続きを定め適切な引継を行わなければならない。</p> <p>監査役は引継の状況について説明を受け、必要に応じて引継が十分に行われるように適切な措置を講じることを求める。また前任会計監査人が財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報・状況を把握していた場合、それらを後任会計監査人に伝達していることを確認しなければならない。</p>	<p>(4) ⇒ 2018 年版通り改訂なし</p> <p>(4)監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。</p> <p>(5) 監査役は、業務監査の過程で知り得た情報に基づき、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、有効な双方向のコミュニケーションを図ることが望ましい。</p> <p>(5) ⇒番号(6)に変更し、2018 年版通り改訂なし</p> <p>(6) 会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）がある旨の報告を受けた場合には、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(6) ⇒ 番号(7)に変更し、2018 年版通り改訂なし</p> <p>(7) 会計監査人が交代する場合、後任の会計監査人にとって過年度における情報は非常に重要であるため、会計監査人は、会計監査人間の引継に関する方針・手続きを定め適切な引継を行わなければならない。</p> <p>監査役は引継の状況について説明を受け、必要に応じて引継が十分に行われるように適切な措置を講じることを求める。また前任会計監査人が財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報・状況を把握していた場合、それらを後任会計監査人に伝達していることを確認しなければならない。</p>	<p>会計監査人からの報告を受けるだけでなく、業務監査で気付いた事項など会計監査に必要と思われる情報を会計監査人に提供することにより、会計監査の実効性をより高めることが期待できる。</p> <p>日本監査役協会「監査役監査基準」（平成 27 年 7 月 23 日改正）第 47 条 3 項にも同様の規定を置いている（Lv. 4）。</p>

	2018年版	2019年版	理由・根拠
説明	<p>(7) 監査役が<u>監査人</u>から財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示のリスク(以下「不正リスク」という)に関連して質問を受けた場合は適確にこれに答えるとともに、<u>監査人</u>と連携して適切な対応を図らなければならない。特に当該不正リスクに経営者の関与が疑われる場合は、<u>監査人</u>と協議の上、経営者に対して是正等の適切な措置を要求する。</p>	<p>(7) ⇒番号(8)に変更し、本文を一部修正 (8) 上場企業等の場合、監査役は、会計監査人から計算関係書類監査又は財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示のリスク(「不正リスク」という)に関連して質問を受けた場合は適確にこれに答えるとともに、会計監査人と連携して適切な対応を図らなければならない。特に当該「不正リスク」に経営者の関与が疑われる場合は、会計監査人と協議の上、経営者に対して是正等の適切な措置を要求する。</p>	<p>「監査における不正リスク対応基準」は、監査人(公認会計士又は監査法人)が、上場会社等の財務諸表監査において準拠すべき基準として設定されている。しかし、会計監査人は、財務諸表監査の監査人と同一の監査法人が選任されることが一般的であることに鑑み、監査役と会計監査人との連携においても適用されると考え、表現を改めた。</p>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> ○会社法 382 条 [取締役への報告義務] ○会社法 397 条 [監査役に対する報告] ○金商法 193 条の 3 [公認会計士又は監査法人が法令違反等の事実を発見した場合の通知義務] ○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 7 条 [法令違反等事実の通知] ○財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ [財務報告に係る内部統制の監査] ○監査役監査基準 47 条 [会計監査人との連携] ○企業会計審議会・監査に関する品質管理基準第十 [監査事務所間の引継] ○企業会計審議会 [監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書] 	<p>(追加) ○日本監査役協会・日本公認会計士協会「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」(平成 30 年 1 月 25 日改正)</p>	<p>[説明](3)、新設(5)に関連する文献として追加する。</p>

	2018年版	2019年版	理由・根拠
確認事項	<p>□ 1. 会計監査人の監査の方法と結果が相当であるか否かについて、監査役が行う相当性判断に資するように、会計監査人と緊密な連携を図った。</p> <p style="text-align: center;">—新設—</p> <p>□ 2. 会計監査人の交代があった場合、会計監査人の引継の状況について説明を受け、十分な引継が行われるように適切な措置を講じることを求めた。</p> <p>□ 3. 前任の会計監査人が、財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況を把握している場合には、後任者にそれらを伝達していることを確認した。</p> <p>□ 4. <u>監査人から不正リスク</u>に関連して把握している事実について質問があり、適確にこれに対応した。</p> <p>□ 5. 上記について、確認を保留する。</p>	<p>□ 1. ⇒ 2018年版通り改訂なし</p> <p>□ 1. 会計監査人の監査の方法と結果が相当であるか否かについて、監査役が行う相当性判断に資するように、会計監査人と緊密な連携を図った。</p> <p>□ 2. 会計監査人とリスク情報を共有するために、会計監査人から報告を受け、必要に応じて監査役からも情報提供をするなど、双方向のコミュニケーションを図った。</p> <p>□ 2. ⇒番号4. に変更し、2018年版通り改訂なし（下記□4. 参照）</p> <p>□ 3. ⇒番号5. に変更し、2018年版通り改訂なし（下記□5. 参照）</p> <p>□ 4. ⇒番号3. に変更し、本文を改訂する。</p> <p>□ 3. 会計監査人から、「不正による重要な虚偽表示のリスク」に関連して把握している事実について質問があり、適確にこれに対応した。</p> <p>□ 4. 会計監査人の交代があった場合、会計監査人の引継の状況について説明を受け、十分な引継が行われるように適切な措置を講じることを求めた。</p> <p>□ 5. 前任の会計監査人が、財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況を把握している場合には、後任者にそれらを伝達していることを確認した。</p> <p>□ 5. ⇒番号6. に変更、本文2018年版通り改訂なし</p> <p>□ 6. 上記について、確認を保留する。</p>	<p>新設の番号2及びその他の確認事項の内容により、全ての確認項目の順番を整理、変更した。</p> <p>会計監査人とのコミュニケーションに関する[説明](3)の修正、[説明](5)の新設に関連する確認事項を新設した。</p> <p>[説明](8)の改訂に関連し、監査人、不正リスクの表記を改訂した。</p> <p>2018年版の番号2. から移動</p> <p>2018年版の番号3. から移動</p> <p>2018年版の番号5. から移動</p>